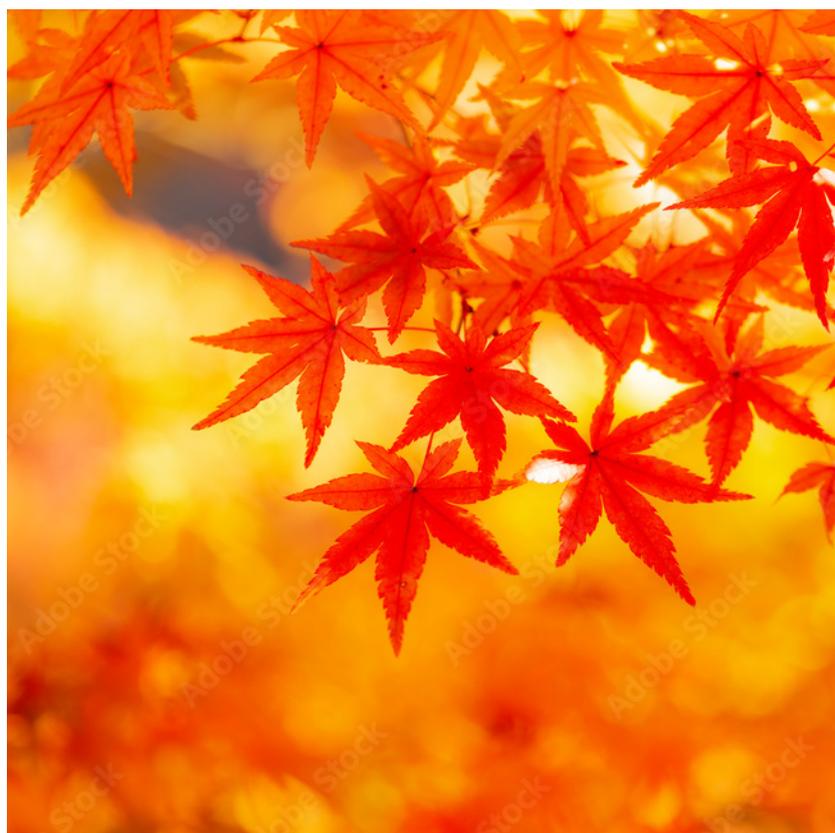


一般社団法人 江戸川南法人会 広報誌

# りんかい WEB

EDOGAWA MINAMI CORPORATE



ASSOCIATION PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

11月11日～17日は「税を考える週間」です

## Contents

### 税務署長 あいさつ

—令和6年度 江戸川南税務署 職員の顔ぶれ

### 税務署からのご案内

—令和6年度 年末調整についてのお知らせ

### 会員親睦ゴルフ大会報告

### 活動報告

### 青年部会報告

### 源泉部会報告

### 江戸川区からのお知らせ

—広報えどがわ アンケートの実施について

vol.

# 114

## 税務署長 あいさつ



江戸川南税務署長  
岡村 秀直

## 会員の皆様へ

深秋の候、一般社団法人江戸川南法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

私は、令和6年7月の人事異動で江戸川南税務署長を拝命し、高知県伊野税務署から転任してまいりました岡村でございます。

江戸川南税務署は平成25年7月からの2年間、総務課長として勤務しており、その当時、法人会の皆様方には大変お世話になり、良き思い出となっていました。

この度、再度勤務する機会を得まして、皆様方と交流できますことを非常に嬉しく思います。前任の佐藤署長同様、よろしく願いいたします。

山岡会長をはじめ、江戸川南法人会の役員並びに会員の皆様方には日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年度貴会におかれましては、「新設法人説明会」、「決算法人説明会」、「年末調整説明会」など実務者向けの各種研修会、社会貢献活動として「税を考える週間の各行事」、「パークシネマフェ

スティバル」の開催、「愛の献血運動」、「能登半島地震の義援金募金活動」の実施、小学生を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきの募集」など、税知識の普及をはじめ、税の啓蒙活動や租税教育にと意欲的に取り組んでいただきました。

本年度におきましても、各種の行事が昨年同様に活発に行われるとお聞きしております。

今後とも、その時々ニーズに合致した柔軟な対応のもと、江戸川南法人会が掲げる「地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する」という目的の達成のため、積極的な会活動を展開されますことをお願い申し上げます。

ところで、税務行政に目を向けますと、国税庁が公表した税務行政の将来像では、従来からの「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」が加えられました。皆さまが行う事務処理を一貫してデジタル化する環境を整備することで、単純誤りの防止や事務の効率化に加え、経営の高度化に資することが期待されています。

江戸川南法人会の皆様方には、e-Taxを利用した各種申告書等の送信、キャッシュレス納付、納税証明書の電子申請、年末調整手続の電子化、マイナンバーカードとマイナポータルとの連携等々、会社、ご自身の申告はもとより、業務のデジタル化を一層進め、生産性の向上といったメリットを享受していただき、その結果として、国税当局で取り組んでいる税務行政のDX推進に、ご支援をいただければと考えております。

結びにあたり、一般社団法人江戸川南法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

## 令和6年度 江戸川南税務署 職員の顔ぶれ



山内 副署長



石川 総務課長



山下 統括官



平野 統括官



山元 統括官



廣瀬 上席  
(法人会担当)



木庭 総括上席  
(源泉部会担当)

### 江戸川南税務署職員の方々の異動状況は、次のとおりです

所 属 職 名 等	新		旧	
	氏 名	前任署	氏 名	新任署
署 長	岡村 秀直	高松局 伊野・署長	佐藤 孝幸	局・総務・広報・ 広報専門官
副 署 長	山内 智	町田 副署長	和田 充	武蔵野 法人・指定特官
総 務 課 長	石川 義弘	甲府 徴収1・統括官	藤本 志保	船橋 総務・課長
法人課税第1部門統括官	山下 翼	渋谷 法人4・統括官	泉水 健	麴町 法人・審専門官
法人課税第2部門統括官	平野 亮	(留任)	平野 亮	(留任)
法人課税第3部門統括官	山元 智晶	局・課一・訟務・ 訟務専官	油谷 隆久	目黒 特官(法人)・上席
法人1上席(法人会担当)	廣瀬 剛	(留任)	廣瀬 剛	(留任)
法人1総括上席(源泉部会担当)	木庭 薫	渋谷 法人3・総括上席	伊藤 順一	江戸川南 法人1



# 令和6年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整に役立つ情報は国税庁のこちらのページへ！  
年末調整における定額減税に関する情報もあわせてチェック！

## 年末調整がよくわかるページ (令和6年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

年末調整がよくわかる



### 【お知らせ】

- 源泉徴収義務者のための「年末調整計算シート」(Excel)をご利用の税額計算を効率的に行うことができます。定額減税の制度の詳細については、「定額減税特設サイト」をご覧ください。

源泉徴収義務者 (給与の支払者) の方へ

給与所得者 (従業員) の方へ

年末調整手続きの電子化

チャットボットに相談する

※ 令和6年分の各種情報については **令和6年10月頃**に掲載します。

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ **令和7年1月10日(金)**

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 (納期の特例の適用がある場合)

→ **令和7年1月20日(月)**

◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

→ **令和7年1月31日(金)**

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

### 源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

### 給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

### 年末調整手続きの電子化

年末調整手続きの電子化に関する情報を提供しています。

### チャットボットに相談する

年末調整でお困りのときにご利用ください。  
※ 公開期間は令和6年10月頃から令和7年1月下旬までの予定です。

### 詳しい説明 (パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

### 各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

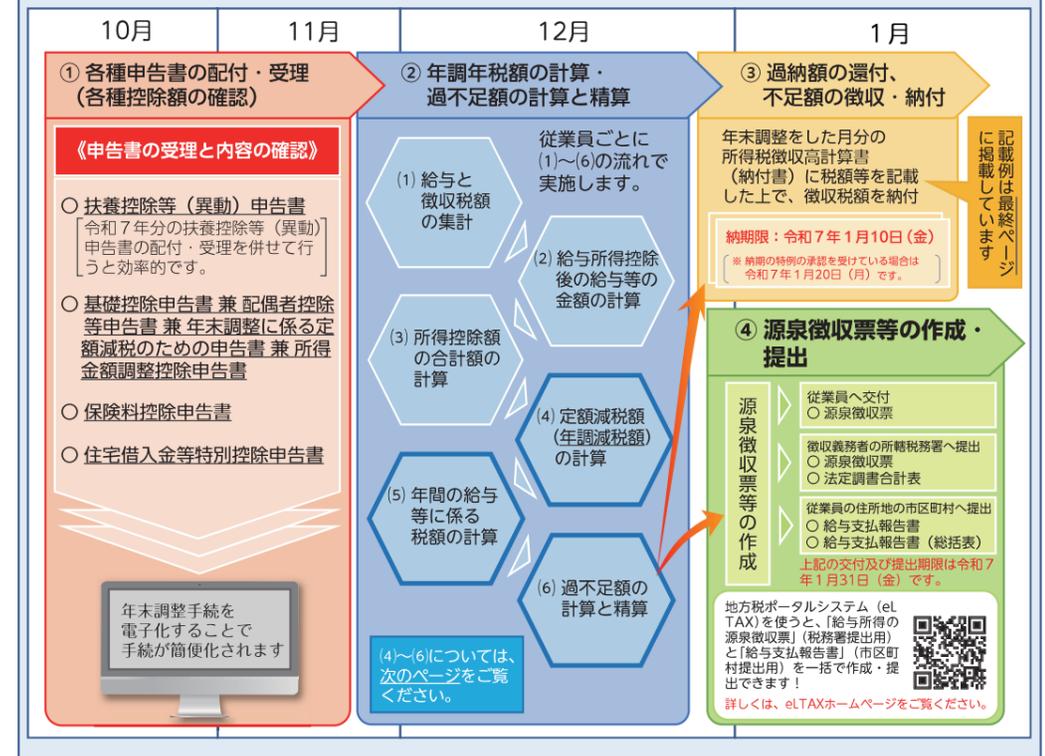
### 年末調整計算シート (Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

## ◎ 年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。



## ◎ 年末調整手続きにおける参考情報

### ① 【年末調整計算シート】

年末調整計算シート(Excel)は、従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などの必要な項目を入力することで、その従業員の方の税額を自動で計算することができ、効率的に年末調整を行うことができます。なお、控除対象扶養親族の人数などの入力、従業員の方から提出を受けた「給与所得者の扶養控除等申告書」などの申告書を基に行いますが、年末調整計算シートには、それらの入力のしかたや、専門用語の意味を説明するシートを設けています。

年末調整計算シート(令和6年用)は定額減税の計算に対応しています

こちらの年末調整計算シートの②(1)~⑥は、上記「② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算」の番号を示しています。

項目	入力欄	計算欄	結果欄
給与の総額	②(1)	②(2)	②(3)
控除対象扶養親族の人数	②(4)	②(5)	②(6)
基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書	②(7)	②(8)	②(9)
扶養控除等(異動)申告書	②(10)	②(11)	②(12)
基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書	②(13)	②(14)	②(15)
保険料控除申告書	②(16)	②(17)	②(18)
住宅借入金等特別控除申告書	②(19)	②(20)	②(21)
源泉徴収票	②(22)	②(23)	②(24)
法定調書	②(25)	②(26)	②(27)

### ② 【令和6年分 年末調整のしかた】

年調年税額の計算などの年末調整手続きの詳細については、こちらをご覧ください。給与所得控除後の給与等の金額を求めるために必要な「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」などはこちらに掲載しています。なお、こちらのページには以下の情報についても掲載しています。

#### 源泉徴収義務者の方用情報...③

「令和6年分 年末調整チェック表」や「令和6年分 年末調整 Q&A」など、源泉徴収義務者の方が年末調整を行う上で役立つ情報を掲載しています。

#### 給与所得者(従業員)の方用情報...④

「年末調整を受ける際の注意事項」や「各種申告書の記載例」などを掲載していますので、年末調整について、従業員の方へ説明する際にご活用ください。

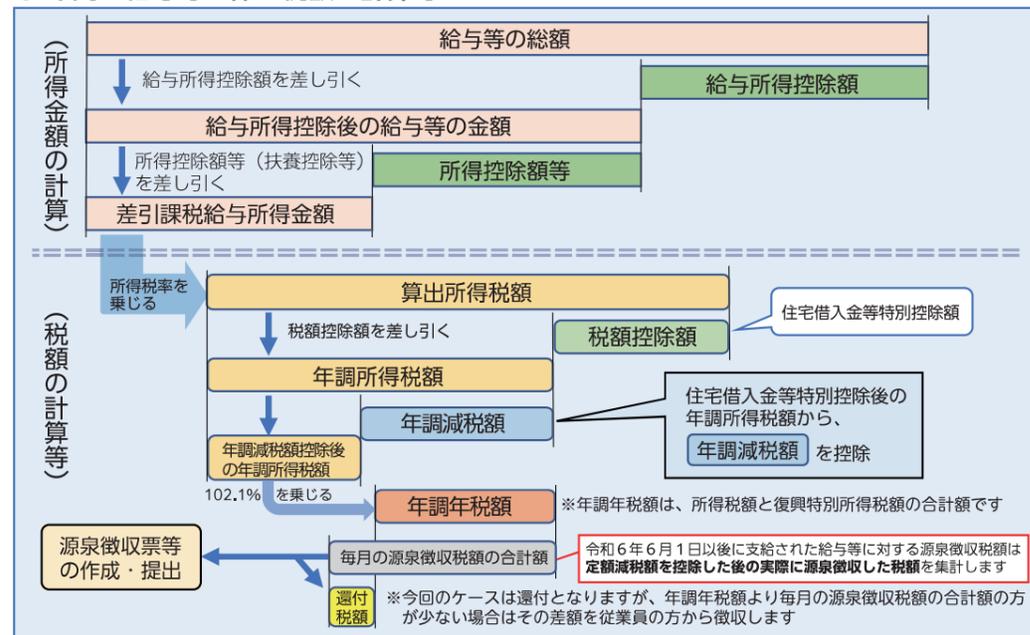
◎ 年末調整における定額減税額の精算

本年の年末調整では、定額減税額（年調減税額）の控除を行うために年調減税事務を行う必要があります。年調減税事務の手順は次のとおりです。  
 ※ 定額減税の概要については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。  
 （定額減税特設サイト：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>）

- 1 年調減税額の控除対象者の確認**  
 年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「**年末調整の対象者**」です。  
 ※ 基礎控除申告書等により把握した給与所得以外の所得を含めた**合計所得金額が1,805万円**を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。
- 2 申告書の受理及び年調減税額の計算**  
 従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における**同一生計配偶者及び扶養親族の人数（いずれも居住者に限り）**を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。  
 年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円
- 3 年調減税額の控除**  
 対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後の所得税額（年調所得税額）から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に行います。  
 ※ 年調所得税額から年調減税額を控除するイメージは下段にある「年間の給与等に係る税額の計算等」をご覧ください。
- 4 源泉徴収票への表示**  
 源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。  
 (例) 年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった金額が10,000円の場合  
 「**源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円**」  
 ※ 合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「**非控除対象配偶者減税有**」と記載します。  
 また、控除しきれなかった金額がない場合は、「**控除外額0円**」と記載します。

年調減税事務の詳細については「令和6年分 年末調整のしかた」をご覧ください。

◎ 年間の給与等に係る税額の計算等



◎ 所得税徴収高計算書（納付書）の記載例と税額の納付

○ 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合の記載例

○ 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合の記載例

《税額の納付について》  
 年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）にその内容を記載した上で、徴収税額を納付します。

《キャッシュレス納付について》  
 源泉所得税の納付手続には、税務署や金融機関の窓口での納付手続のほか、非対面で便利なキャッシュレス納付による納付手続があります。キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などからe-Taxを利用して納付することができます。なお、源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

12月に還付しきれなかった37,892円（172,174円-134,282円）は、翌年1月に繰り越して精算します。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、所轄税務署にe-Taxにより送信・郵便又は信書便により送付・提出してください。

◎ 令和6年分の年末調整における主な改正事項

- 令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除（**定額減税**）が実施されています。
- 令和6年10月1日以後に提出する「**給与所得者の保険料控除申告書**」について、記載すべきとされる保険金の受取人等に係る情報のうち、申告者との続柄の記載を要しないこととされました。

◎ 法定調書に関するお知らせ

- 次のご掲載しているページはこちらです。
- ① 【令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】  
 源泉徴収票を含めた6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめた手引を掲載しています。
  - ② 【令和7年中に法定調書を30枚以上提出した場合の留意事項】  
 令和7年中に提出する法定調書の提出枚数が30枚以上<sup>(※)</sup>となった方は、令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。該当する調書は、書面では提出できませんので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。  
 ※ 30枚以上の判断は、調書の種類ごとに行います。

◎ 令和7年1月からの源泉徴収事務について

- 令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「**給与所得者の扶養控除等申告書**」及び「**従たる給与についての扶養控除等申告書**」は、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容から異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることとされました（詳細については、こちらのFAQをご覧ください。）。
- **令和7年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和6年分から変更はありません。**

国税庁 法人番号 7000012050002  
 ※ このリーフレットは、令和6年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

# 会員親睦ゴルフ大会報告

令和6年9月26日開催

## 会員親睦ゴルフ大会



コース風景



9月26日(木)「江戸川南法人会 ゴルフ大会」が姉ヶ崎カントリー倶楽部で盛大に開催されました。天気にも恵まれ、56名の参加者を得て、東・西コースを舞台に熱戦が繰り広げられました。

プレー終了後、表彰式・懇親会が行われ、山岡秀俊会長、安田慎治実行委員長の挨拶があり、田中忠男副会長の発声で杯をあげました。

そして結果は総合優勝は松尾 弘之様、準優勝は中島 智明様に決定いたしました。

そして懇親会は盛況のうちに閉会となりました。

青年部会の皆さん、実行委員の皆さん、早朝からのお手伝い、大変ご苦労様でした。



受付 青年部会



参加者 スタート前



参加者の皆さま



懇親会の様子



挨拶 山岡会長



チャリティーの様子



挨拶 安田実行委員長



準優勝 中島智明様



優勝者 松尾弘之様



第3位 荒田裕之様

## 活動報告

## 令和6年8月7日開催 合同役員会



江戸川南税務署長 岡村 秀直 様



8月7日(水)、タワーホール船堀にて合同役員会が開催されました。秋季活動計画・定期異動の報告に続き、新たに赴任されました税務署幹部をお招きした顔合わせが行われました。

## 令和6年10月20日開催 第49回 葛西まつり

昨年、4年振りに復活した葛西祭り。今年も無事開催され、当日はお祭りを待ちわびていた人たちで、たいへんな人出となりました。

このお祭りは葛西地区で活動するの自治会や町会の団体や行政関係に公益団体、趣味のサークル活動団体等が集まって開催される文化祭的な催しです。

式典を始め、パレード、ダンス、ニジマスつかみどり、金魚すくい、作品展示、模擬店など内容も盛りだくさん。各コーナーは多くの人で賑わいました。

葛西祭りは年に一度行われる葛西地域のお祭りです。地域の皆さんの楽しみとして、今後も盛り上げて行きたいと思っています。



令和6年10月3日開催

## 第40回 法人会全国大会 (鹿児島大会) 開催

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される“経営者の団体”『公益財団法人 全国法人会総連合』(略称:全法連。小林栄三会長=伊藤忠商事(株)名誉理事)は、10月3日(木)鹿児島県の「城山ホテル鹿児島」にて国税庁 奥達雄 長官や鹿児島県 塩田康一 知事など多数の来賓を招いて全国大会を開催しました。

この全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に全国各地で年1回開催しています。

当日は全国から約1,700名の企業経営者が参加し、令和7年度税制改正提言の報告や青年部会による租税教育活動・健康経営活動

の事例発表などが行われました。また大会宣言では、異次元の金融緩和(ゼロ金利)が終了し、新たな財政再建目標の策定の重要性を訴え、「中小企業の活性化に資する税制」「事業承継税制の抜本的改革」等の実現を強く求めました。



### 令和7年度税制改正スローガン

- 「金利のある世界」が到来。新たな財政再建目標の策定を!
- 企業への過度な保険料負担を抑制し、経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を!
- 人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置を!
- 中小企業は地域経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を!



## 令和6年10月19日開催 会員親睦旅行

令和6年10月19日(土)会員親睦旅行として、横浜～横須賀へと行って来ました。横浜では中華街を散策し上海料理のランチコースをいただきました。

その後、横須賀にてYOKOSUKA軍港めぐりとして、日本・アメリカの艦船を間近に見られるクルーズに参加し、船内でガイドによる説明を聞きながら港内をめぐりました。

最後によこすかポートマーケットにて三浦半島の新鮮な農産物等の買い物を楽しみ帰路につきました。

新型コロナウイルスの影響により久しぶりの開催となりましたが、バスでゆっくりとした日帰り旅行、皆さま楽しいひと時を過ごしました。



## 江戸川区からのお知らせ

# 広報えどがわ(10月特別号)アンケートの実施について

日頃より、江戸川区内産業の発展にご協力いただきありがとうございます。

さて、2100年にかけて、区の人口やお金などが減ると予想されております。持続可能な行政運営をしていくために、今後どのように取り組んでいくべきか、広報えどがわ(8月15日号)で区のお考えを示し、意見募集をしたところ

そして、広報えどがわ(10月特別号)では、将来に向けて区が目指すべき方向性について区民アンケートを実施いたします。

つきましては、区内在住の方へ呼びかけていただき、アンケートの回答をお願いいたします。ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、広報えどがわ(10月特別号)をご確認のうえ、ご回答をいただければ幸いです。

記

## 1 広報えどがわ(10月特別号)

以下の2次元コードもしくはURLからご回答ください。



<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/rdt.php?i=714&u=q>



## 2 その他

- ・ご意見の提出方法については、広報えどがわ(10月特別号)に掲載している方法でお願いします。
- ・別紙、アンケートチラシもご活用ください。
- ・前回の広報えどがわ(8月15日号)は、以下の2次元コードもしくはURLからご覧ください。



<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/rdt.php?i=569&u=q>



### 【問合せ】

江戸川区産業経済部  
産業振興課産業係 :5662-0523  
経営支援課調査計画係 :5662-9014

# 従業員の退職金準備は 東法連特定退職金共済制度

## 東法連特定退職金共済制度が選ばれる7つの理由!

- その1 東京都内の事業所であれば企業規模を問わず加入できます
- その2 従業員のための退職金を計画的に準備できます
- その3 掛金は1人月額1,000円から30,000円まで設定できます
- その4 掛金は全額損金または必要経費に算入でき給与所得にもなりません
- その5 退職一時金は退職所得控除の対象になります
- その6 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます
- その7 簡単な申込手続で加入できます

## 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となって1977年に財団法人として設立され、2012年10月に東京都知事の公益認定を受けて公益財団法人に移行しました。
- 所得税法施行令第73条に定められた「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けて共済事業を行っています。現在、約4,700社の事業所の皆さまにご利用いただいています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
○このご案内は、2021年10月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企F-2021-0003(2021年10月27日)P6965

資料請求・お問い合わせは **TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会 〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>



## 編集後記

江戸川南法人会の広報を担当させていただいております和田と申します。

4年ほど前から『りんかい』の編集・デザイン制作に携わらせていただいておりますが、昨年正式に広報委員になり、今回初めて編集後記を書かせていただきます。

前号より、郵便料金の高騰の影響・ペーパーレスへの取り組み等から『りんかいweb』としての活動が始まりました。

webでの掲載となり会員の方々には、お手数・ご迷惑をおかけしているかと存じますが、スマホ・タブレット

等のデバイスでも分かりやすく見やすい紙面のデザイン・レイアウトを目指しております。

まだ開始後まもなく、多くの改善点があるかと思いますが、お気づきの点がございましたら、ご意見いただけますと幸いです。

より魅力的な紙面づくりに努めてまいりますので、今後とも『りんかいweb』へのご協力をよろしくお願いいたします!

広報委員 和田 光司

# 税を考える週間 11月11日~17日

## 税を考える週間記念講演会

落語家

# 林家 三平 氏

## 笑いと健康



昭和45年12月11日生まれ東京根岸出身

昭和の爆笑王初代林家三平の次男、祖父は七代目林家正蔵

中央大学国際経済学科入学、平成2年林家いっ平として落語家の修業に入る

平成5年二ツ目昇進

平成14年9月下席より真打昇進

現在、三平の資料館「ねぎし三平堂」堂長を務める

入場  
無料

**豪華記念品** (入場者全員に記念品・豪華抽選会)

どなたでも入場できます。入場券は会場受付にもございます。

日時：**11月14日(木) 午後1:00 開場 1:30 開会**

会場：**葛西区民館 4階 大ホール**  
[江戸川区 中葛西3-10-1]

主催：**一般社団法人 江戸川南法人会**

後援：**江戸川南税務署 (講演会後援)**

問合せ先：**一般社団法人 江戸川南法人会**

[江戸川区船堀 4-1-1 タワーホール船堀3F]



TEL. 5696-1301

